

北九州市のセーフティネット住宅 登録のご案内

賃貸人の方は、要件を満たす住宅を、高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録することができます。

登録をご希望の際は、まずは事前にご相談ください。（登録手数料はかかりません。）

また、セーフティネット住宅の登録事項の変更（住戸の追加）にも、届出が必要です。

●登録の主な要件

○規模

【平成18年度以後に着工した物件】

- 各戸の床面積の規模が25m²以上であること

（共同居住型賃貸住宅（いわゆるシェアハウス）は、15m²×入居者定員+10m²以上）

【平成17年度以前に着工した物件】

- 各戸の床面積の規模が18m²以上であること

（共同居住型賃貸住宅（いわゆるシェアハウス）は、13m²×入居者定員+10m²以上）

○構造・設備

- 耐震性（新耐震基準に適合）を有すること
- 一定の設備（台所、便所、浴室等）を設置していること

○家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと

○基本方針・地方公共団体が定める計画に照らして適切であること

○建築基準法、消防法等の規定に違反しないものであること

●登録申請提出書類

「登録申請提出書類リスト」に沿って、提出書類をご確認ください。

●登録申請手続き

「セーフティネット住宅情報提供システム」にログインし、アカウント取得後、登録情報を入力し、登録システムから電子申請してください。

申請方法等については、「新規登録申請方法について」の事業者向け管理サイト入力マニュアルをご確認ください。

<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/apply.php>

●登録申請窓口

北九州市建築都市局住宅部住宅計画課

TEL：093-582-2592